

## 議案第 9 2 号

渋川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 5 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

渋川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成 2 1 年渋川市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「長期優良住宅建築等計画の認定」の次に「若しくは同条第 6 項及び第 7 項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定」を、「第 8 条第 1 項の規定による長期優良住宅建築等計画」の次に「若しくは長期優良住宅維持保全計画」を加える。

別表第 1 中「工事の種別」を「種別」に、「増築又は改築」を「新築以外」に改め、同表に注として次のように加える。

注 新築以外とは、増築、改築又は法第 2 条第 3 項の維持保全を行う場合をいう。

別表第 2 中「工事の種別」を「種別」に、「増築又は改築」を「新築以外」に改め、同表に注として次のように加える。

注 新築以外とは、増築、改築又は法第 2 条第 3 項の維持保全を行う場合をいう。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

## 渋川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																																																	
<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定若しくは同条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定又は法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画若しくは長期優良住宅維持保全計画の変更の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、別表第1に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 60%;">建築物全体の住宅又は住戸の数</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新築</td> <td>1戸</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>2戸以上5戸以下</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>6戸以上10戸以下</td> <td>52,000円</td> </tr> <tr> <td>11戸以上25戸以下</td> <td>92,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">新築以外</td> <td>1戸</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>2戸以上5戸以下</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>6戸以上10戸以下</td> <td>76,000円</td> </tr> <tr> <td>11戸以上25戸以下</td> <td>135,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 新築以外とは、増築、改築又は法第2条第3項の維持保全を行う場合をいう。</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 60%;">建築物全体の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新築</td> <td>200平方メートル以下</td> <td>105,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを越え500平方メートル以下</td> <td>126,000円</td> </tr> <tr> <td>新築以外</td> <td>500平方メートル以下</td> <td>108,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	建築物全体の住宅又は住戸の数	金額	新築	1戸	18,000円	2戸以上5戸以下	33,000円	6戸以上10戸以下	52,000円	11戸以上25戸以下	92,000円	新築以外	1戸	26,000円	2戸以上5戸以下	48,000円	6戸以上10戸以下	76,000円	11戸以上25戸以下	135,000円	種別	建築物全体の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）	金額	新築	200平方メートル以下	105,000円	200平方メートルを越え500平方メートル以下	126,000円	新築以外	500平方メートル以下	108,000円	<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定 _____ 又は法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画 _____ の変更の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、別表第1に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">工事の種別</th> <th style="width: 60%;">建築物全体の住宅又は住戸の数</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">新築</td> <td>1戸</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>2戸以上5戸以下</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>6戸以上10戸以下</td> <td>52,000円</td> </tr> <tr> <td>11戸以上25戸以下</td> <td>92,000円</td> </tr> <tr> <td>増築又は改築</td> <td>1戸</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">増築又は改築</td> <td>2戸以上5戸以下</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>6戸以上10戸以下</td> <td>76,000円</td> </tr> <tr> <td>11戸以上25戸以下</td> <td>135,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">工事の種別</th> <th style="width: 60%;">建築物全体の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新築</td> <td>200平方メートル以下</td> <td>105,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを越え500平方メートル以下</td> <td>126,000円</td> </tr> <tr> <td>増築又は改築</td> <td>500平方メートル以下</td> <td>108,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事の種別	建築物全体の住宅又は住戸の数	金額	新築	1戸	18,000円	2戸以上5戸以下	33,000円	6戸以上10戸以下	52,000円	11戸以上25戸以下	92,000円	増築又は改築	1戸	26,000円	増築又は改築	2戸以上5戸以下	48,000円	6戸以上10戸以下	76,000円	11戸以上25戸以下	135,000円	工事の種別	建築物全体の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）	金額	新築	200平方メートル以下	105,000円	200平方メートルを越え500平方メートル以下	126,000円	増築又は改築	500平方メートル以下	108,000円
種別	建築物全体の住宅又は住戸の数	金額																																																																
新築	1戸	18,000円																																																																
	2戸以上5戸以下	33,000円																																																																
	6戸以上10戸以下	52,000円																																																																
	11戸以上25戸以下	92,000円																																																																
新築以外	1戸	26,000円																																																																
	2戸以上5戸以下	48,000円																																																																
	6戸以上10戸以下	76,000円																																																																
	11戸以上25戸以下	135,000円																																																																
種別	建築物全体の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）	金額																																																																
新築	200平方メートル以下	105,000円																																																																
	200平方メートルを越え500平方メートル以下	126,000円																																																																
新築以外	500平方メートル以下	108,000円																																																																
工事の種別	建築物全体の住宅又は住戸の数	金額																																																																
新築	1戸	18,000円																																																																
	2戸以上5戸以下	33,000円																																																																
	6戸以上10戸以下	52,000円																																																																
	11戸以上25戸以下	92,000円																																																																
	増築又は改築	1戸	26,000円																																																															
増築又は改築	2戸以上5戸以下	48,000円																																																																
	6戸以上10戸以下	76,000円																																																																
	11戸以上25戸以下	135,000円																																																																
	工事の種別	建築物全体の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）	金額																																																															
新築	200平方メートル以下	105,000円																																																																
	200平方メートルを越え500平方メートル以下	126,000円																																																																
増築又は改築	500平方メートル以下	108,000円																																																																

築

注 新築以外とは、増築、改築又は法第2条第3項の維持保全を行う場合をいう。